

# 益田市木材利用行動計画

## 1. 計画策定の趣旨

この計画は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」第9条第1項の規定に基づき策定した「益田市木材の利用促進に関する基本方針」を受けて、市が整備する公共建築物等の具体的な目標等を定める。

## 2. 基本的事項

### (1) 計画期間

平成27年度から31年度までの5年間

### (2) 対象範囲

- ① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- ② 市が整備する道路、河川、公園、土地改良、漁場の公共工事における土木構造物
- ③ 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品

## 3. 取り組み目標

### (1) 公共建築物の木造化・木質化

#### ① 木造化の基準及び取り組み目標

##### 《木造化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共建築物においては、以下に掲げる場合を除き、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000m<sup>2</sup>以下の施設については、原則として木造とし、内装等は可能な限り木質化を図る。

なお、上記基準以外の施設にあっても、木造と非木造の混構造の採用を検討する。

ア 建築基準法等の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難と認められる場合

イ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合

ウ その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認めら

れる場合

《取組み目標》

目 標：毎年度の木造化施設率＝１００パーセント

算定式：木造化施設率＝（木造化施設数／木造化可能施設数）×１００

〔留意事項〕

- 「木造化可能施設数」は、市が整備する公共建築物において、前述の木造化の基準に該当する建築物数とする。
- 「木造化施設」とは、構造上重要な部分（柱、梁、桁など）に５０パーセント以上木材を使用し、次の基準を満たす施設とする。

（木材の使用割合条件）

- ・木材使用量の概ね７０パーセント以上を国産材とし、うち５０パーセント以上は高津川流域材※を使用すること

※「高津川流域材」とは、益田市、鹿足郡内の森林から生産され、同地域内で製材された木材とする。

②内・外装の木質化の基準及び取組み目標

《内・外装の木質化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共建築物にあつては、木造・非木造にかかわらず、関係法令、コスト等の制約がある場合を除き、床や壁等の内・外装を可能な限り木質化を図る。

《取組み目標》

目 標：毎年度の木質化施設率＝１００パーセント

算定式：木質化施設率＝（木質化施設数／木質化可能施設数）×１００

〔留意事項〕

- 「木質化可能施設数」は、市が整備する公共建築物数とする。
- 「木質化施設」とは、延べ床面積に対する木質化施工面積の割合（木質化率※）が５０パーセント以上の施設とし、次の基準を満たすものとする。

（木材の使用割合条件）

- ・施工面積の概ね７０パーセント以上を国産材とし、うち高津川流域材を５０パーセント以上使用すること。

$$\text{※木質化率} = \frac{\text{床・壁・天井等で木質化した箇所の施工面積}}{\text{延べ床面積} - \text{〔木質化が困難な箇所の床面積〕}} \times 100$$

### ③建具等

市が整備する新築・増築又は改築する公共建築物にあつては、次表の利用例を基本とし、ドア、窓等（窓枠を含む）の建具等は、高津川流域材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、法令、維持管理、コスト及び防護防犯機能の点で合理性を欠く場合はこの限りでない。

（積極的に活用する建具等の利用例）

建具等	木製ドア、木製引き戸、木製窓（窓枠を含む）、家具 等
-----	----------------------------

### （2）公共土木工事における高津川流域材の利用

《高津川流域材利用の基準》

市が行う公共土木工事において、次表の木材利用例を基本として、積極的に高津川流域材を活用する。

（積極的に活用する公共土木工事における木材利用例）

道路	木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、転落防止柵、案内板、基盤吹付材、工事用看板、仮設防護柵 等
河川	木工沈床、護岸工、杭柵、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等
公園	案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、四阿、歩道階段、手すり、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、丸太階段、木製階段、木道、木柵護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵 等
農業 農村	暗渠排水被覆材、簡易土留め、柵工、筋工、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等
漁場	間伐材魚礁、工事用看板 等

### （3）高津川流域材を使った机や書棚等の備品及び消耗品の調達

次表の利用例を基本とし、高津川流域材を使った製品を積極的に調達する。ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

（積極的に活用する木製品の利用例）

備品	事務机、協議机、ロッカー、カウンター、書棚、倉庫棚 等
消耗品	職員名札、文房具 等

## 4. 推進体制

### （1）庁内の推進体制

公共部門の木材利用について、産業経済部長を会長、技術監を副会長とし、木材利用関係部局の課長を構成員とする「益田市木材利用連絡会議」を設置

し、毎年度の木材利用実績と当年度の利用計画を把握し、計画の進捗状況を管理、検証し、必要に応じ目標等の見直しを行う。

(2) 高津川流域材の利用推進と安定供給のための推進体制

高津川流域材の安定供給と積極的な利用を推進するため、西部農林振興センター益田事務所林業部、高津川流域林業活性化センター、木材業界、建築業界の代表者等を構成員とする「益田市木材利用促進協議会」を設置し、市からは、施設整備、木材調達に関する情報提供、林業事業体及び木材業界からは、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報提供するなど、木材の具体的な利用方法の検討などを行う。

5. 近隣地域との連携

様々な機会を通じて近隣地域との連携を図る。

6. 益田市木材利用連絡会議

(1) この会議の構成は以下のとおりとし、座長は林業水産課長が務める。

【構成員】 建築課、土木課、都市整備課、教育総務課、高齢者福祉課、  
各総合支所建設課

【事務局】 林業水産課

(2) 会議の招集は必要に応じて事務局が行う。

また、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

7. 益田市木材利用促進協議会

この協議会にかかる規約は別に定める。

附 則

この計画は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この計画は、平成27年4月1日より施行する。